

県民健康調査「健康診査」について（案）

令和3年7月

「県民健康調査」検討委員会

県民健康調査「健康診査」については、避難区域等に居住していた県民の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることを目的として、平成23年度から実施されている。また、健康診査の個人結果通知を受診者一人ひとりへの送付や健康診査結果の推移について対象市町村ごとに分析結果報告書を作成し各市町村に情報を還元する等が行われている。

これまでの議論内容を踏まえ、本調査について、本委員会としての見解を以下に示す。

1 健康診査結果の概要について

本調査は、受診者の方の利便性を考慮し、実施体制を構築している。15歳以下に対しては、県内外の指定医療機関での小児健診、16歳以上に対しては、福島県立医科大学が実施する集団健診や県内外の指定医療機関での個別健診のほか、市町村が実施する特定健診・総合健診において追加項目を上乗せして同時に実施する健康診査を行っている。

これらの健康診査において避難区域等の住民の健康状態を把握することにより、避難による身体活動量の低下及び食生活の変化が体重・肥満の増加に影響している可能性や避難生活が危険因子と考えられる疾患が明らかになった。

(1) 15歳以下

震災後、肥満、高血圧症、脂質異常、耐糖能異常、肝機能障害、高尿酸血症を呈する小児が一定数存在することが示された。その後の追跡調査で肥満は改善したが脂質異常の改善が遅れていることが分かった。

(2) 16歳以上

震災後1年以内の白血球数及びその分画の解析結果から、放射線の直接的な影響は確認されていない。

震災後に肥満、高血圧症、脂質異常、糖尿病、腎機能障害、肝機能障害、高尿酸血症、多血症の増加がみられ、放射線の直接的な影響ではなく、避難等による生活環境の変化などによる健康影響が考えられる。一方で、治療率が向上し血圧値やLDLコレステロール値の改善傾向がみられるとともに、運動や食事の改善に伴う肝機能障害の改善傾向が確認された。また、生活環境の変化、こころの状況、健診項目の関係の解析から、心的外傷後ストレス障害（PTSD）とメタボリックシンドロームの増加の関係がみられた。

2 健康診査の果たしてきた役割について

震災後にあって健康診査の機会を提供することにより、大きな生活環境の変化に伴う健康状態の見守りを行ってきた。また、既存の健康診査では受診機会の少ない16歳～39歳の若年層の方へも受診機会を提供した。

健康診査の個人結果通知書は、受診者一人ひとりに郵送し、併せて15歳以下の受診者と保護者には、医療機関で医師から健診結果の説明を行った。また、16歳以上の対象者へ送付する集団・個別健診の案内に健康診査の結果から分かったこと等をまとめたリーフレットを同封し、福島県のメタボリックシンドロームの現状や県民健康調査から分かったことや普段の生活上で注意する点について等、毎年テーマを変えて具体例を挙げて紹介し、健康診査を定期的に受診することの重要性を周知した。

健康診査結果の推移については、対象市町村ごとに「分析結果報告書」を作成して市町村連絡会等で説明するとともに各市町村担当者と意見交換を行い、さらに、対象市町村の要望に応じた追加解析も随時行った。

また、対象市町村が実施する健康教室等の事業の機会を利用して「健康セミナー」を実施している。「健康セミナー」では、医師等の講話により対象市町村の分析結果を住民の方へ直接報告し、また、健康体操や血糖測定等を行った。

健康診査結果を積極的に地域にフィードバックすることで住民の健康意識が高まったことにより、治療率が向上し血圧値や LDL コレステロール値の改善に結びつけることができた。また、運動や食事の改善に伴い、肝機能障害の改善傾向が確認された。

さらに、生活習慣やこころの状況と生活習慣病との関係を解析し、疾病の要因を明らかにするとともに、改善に向け市町村や住民に対し、体を動かすことや栄養管理の大切さ、精神的健康へのケアや社会参加促進の重要性など具体的な提案を行った。

3 今後の方向性について

これまでの健康診査の結果から、現在のところ放射線の直接的な影響については確認されていないが、震災後に肥満、高血圧症、脂質異常、糖尿病、腎機能障害、肝機能障害、高尿酸血症、多血症の増加がみられた。また、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」の結果からは、後年影響や次世代影響に不安を抱く方が依然として高い割合で存在していることから、長期的な視点に立った見守りが必要であり、見守りを継続し、地域住民の安全・安心の確保に伝えていく必要がある。

これらを踏まえ、本委員会としては、本調査の今後の方向性として、福島県に対して以下の提案を行う。

(1) 健康診査実施のあり方について

16 歳以上の健康診査については、避難区域等の市町村の避難や帰還状況を踏まえ、今後の実施方法について検討すること。

また、15 歳以下の健康診査では、震災後、肥満、高血圧症、脂質異常、耐糖能異常、肝機能障害、高尿酸血症を呈する小児が一定数存在し、その後の追跡調査で肥満は改善したが脂質異常の改善が遅れている。このことから、成長・発達に伴う影響を確認することが重要であるが、健康診査の結果から放射線の直接的な影響について確認されていないことや 2026 年度には震災当時生まれた方が 16 歳以上の健康診査に移行することから、15 歳以下の健康診査については、今後の調査結果を踏まえ、実施方法等について検討すること。

(2) 支援事業のあり方について

放射線の直接的な影響ではない避難等による生活環境の変化がもたらす健康影響については、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることが必要であるため、地域住民へ現在の状況（健診結果と分析結果等）を正確に漏れなく伝える取組みを市町村と連携し強化するとともに、あらゆる機会を捉え健康診査を定期的に受診することの重要性を周知し、受診率向上に向け受診を促す取組みを強化すること。

また、地域住民や市町村の要望等を十分踏まえ、データの分析・提供を行うとともに、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」等と連携し、市町村支援を行うなど、より包括的な支援に努めること。